

青森市水道事業条例（平成十七年条例第二百二十三号）新旧対照表

改正後	改正前
（料金の算定） 第二十二條 管理者は、毎月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に、メーターの検針を行い、その使用水量をもって、その日の属する月分の料金を算定する。 <u>2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月の定例日にメーターの検針を行い、その使用水量をもって、その日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合における使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。</u> <u>3</u> 管理者は、水道の使用の中止若しくは廃止又は第三十六條若しくは第三十七條の規定による給水の停止その他やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に、メーターの検針を行うものとする。 （料金の徴収方法） 第二十九條 1～3 〔略〕 4 <u>第二十二條第三項の規定による場合の料金は、その都度、これを徴収する。</u> （技術者による布設工事の監督） 第四十三條 〔略〕 2 前項の監督業務を行う職員は、次の各号のいずれかの資格を有する者のうちから、管理者が指名する。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程	（料金の算定） 第二十二條 管理者は、毎月の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）に、メーターの検針を行い、その使用水量をもって、その日の属する月分の料金を算定する。 〔追加〕 <u>2</u> 管理者は、水道の使用の中止若しくは廃止又は第三十六條若しくは第三十七條の規定による給水の停止その他やむを得ない理由があるときは、定例日以外の日に、メーターの検針を行うものとする。 （料金の徴収方法） 第二十九條 1～3 〔略〕 4 <u>第二十二條第二項の規定による場合の料金は、その都度、これを徴収する。</u> （技術者による布設工事の監督） 第四十三條 〔略〕 2 前項の監督業務を行う職員は、次の各号のいずれかの資格を有する者のうちから、管理者が指名する。 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学

改正後	改正前
_____を修めて卒業した後、<u>三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） 二 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>_____を修めて卒業した後、<u>四年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） 三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）</u>、<u>五年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） 四 <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） 五 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（<u>次号において「高等学校等」と</u>	<u>に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>三年以上水道</u>_____ _____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____ _____ 二 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれ</u>_____に相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>三年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____ _____ 三 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校_____において<u>土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後</u>_____） 、<u>五年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____ _____ 〔追加〕 四 学校教育法による高等学校又は中等教育学校_____

改正後	改正前
いう。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(三年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 六 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 七 十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 八 学校教育法に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第一号に規定する卒業者については二年以上、第二号に規定する卒業者については三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第一号に規定する卒業者については一年以上、第二号に規定する卒業者については一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) 九 外国の学校において、第一号から第六号まで に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修	において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 [追加] 五 十年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 六 学校教育法に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第一号に規定する卒業者については一年以上、第二号に規定する卒業者については二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 七 外国の学校において、第一号若しくは第二号に規定する課程若しくは学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程若しくは学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修

改正後	改正前
得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>） 十 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、一年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> 十一 <u>建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> 3 <u>簡易水道の布設工事に係る監督業務を行う職員の資格については、前項第一号中「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第二号中</u>	得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____ _____ _____ 八 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、一年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> _____ _____ 〔追加〕 3 <u>簡易水道の布設工事に係る監督業務を行う職員の資格については、前項第一号中「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第二号中「三年以上」とあるのは「一年六箇月以上」と、同項第三号中「五年以上」とあるのは「二年六箇月以上」と、同項第四号中「七年以上」とあるのは「三年六箇月以上」と、同項第五号中「十年以上」とあるのは「五年以上」と、同項第六号中「については一年以上」とあるのは</u>

改正後	改正前
<u>「四年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第三号中「五年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「二年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第四号中「六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第五号中「七年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（三年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「三年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第六号中「八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第七号中「十年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「五年以上水道の工事</u>	<u>「については六箇月以上」と、「二年以上」とあるのは「一年以上」と、同項第七号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数に二分の一を乗じて得た年月数以上」と、同項第八号中「一年以上」とあるのは「六箇月以上」と、それぞれ読み替えるものとする。</u>

改正後	改正前
<u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第八号中「二年以上、第二号に規定する卒業者については三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第一号に規定する卒業者については一年以上、第二号に規定する卒業者については一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年以上、第二号に規定する卒業者については一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第九号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第十号中「一年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第十一号中「三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「一年六箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、それぞれ読み替えるものとする。</u>	

改正後	改正前
(水道技術管理者) 第四十四条 管理者は、次の各号のいずれかの資格を有する職員のうちから、水道技術管理者を選任する。 一 前条第二項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については五年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 二 前条第二項第一号、第三号又は第五号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については六年以上、同項第五号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 〔略〕	(水道技術管理者) 第四十四条 管理者は、次の各号のいずれかの資格を有する職員のうちから、水道技術管理者を選任する。 一 前条第二項の規定により水道の布設工事の監督業務を行う職員たる資格を有する者 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 二 前条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目 _____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 三 〔略〕

改正後	改正前
四 前条第二項第一号、第三号及び第五号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した（当該<u>課程</u>を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、<u>同項第五号</u>に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 五 外国の学校において、<u>第一号</u>若しくは<u>第二号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 六 <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 七 <u>技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> 八 <u>建設業法施行令第三十四条第一項及び</u>	四 前条第二項第一号、第三号及び<u>第四号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した（当該<u>学科目</u>を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については五年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については七年以上、<u>同項第四号</u>に規定する学校を卒業した者については九年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 五 外国の学校において、<u>第二号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 六 <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 〔追加〕 〔追加〕

資料 2-1

議案第 1 4 9 号関係資料

令和 6 年 1 2 月 1 2 日
都市建設常任委員会資料
水道部営業課・総務課

改正後	改正前
<u>第二項の規定による土木施工管理に係る</u> <u>一級の技術検定に合格した者であって、</u> <u>三年以上水道に関する技術上の実務に従</u> <u>事した経験を有するもの</u>	